

遊佐町告示第100号

遊佐町住宅用太陽光発電設備導入事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年6月22日

遊佐町長 時 田 博 機

遊佐町住宅用太陽光発電設備導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電設備の導入を促進し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電設備の設置を行う者に対し、予算の範囲内で遊佐町住宅用太陽光発電設備導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、遊佐町補助金の交付に関する規則（昭和44年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池モジュール 太陽電池を複数枚直並列接続し、必要な電圧及び電流を得られるようにしたパネル状の製品をいう。
- (2) パワーコンディショナ 太陽電池により発電した直流電力を交流電力に変換し、及び発電システム全体の運転を管理する装置をいう。
- (3) JISC8918 日本工業規格に定められた結晶系太陽電池モジュールについての性能規定をいう。
- (4) JISC8939 日本工業規格に定められたアモルファス太陽電池モジュールについての性能規定をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅用太陽光発電設備を設置する事業（以下「対象事業」という。）とする。

- (1) 自ら居住し、若しくは居住する予定である町内の住宅（店舗、事務所等との兼

用も含む。以下同じ。)又はその住宅に附属する車庫、物置等へ新規に設置するものであること。

- (2) 低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(当該発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワットを単位とし、小数点以下2桁未満の端数を切り捨てる。))とする。以下同じ。)が10キロワット未満であること。
- (3) 太陽電池モジュール、架台、インバータ・パワーコンディショナ、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計を基本とすること。(必ずしも単体の要素であることを要しない。)
- (4) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動及び自動停止)を行うものであること。
- (5) 使用する太陽電池モジュールは、日本工業規格 JISC8918 又は JISC8939 に定められた性能を満たすものであること。
- (6) 未使用品であること(中古品は対象外)。
- (7) 電力会社と電灯契約を締結していること。
- (8) 国内にアフターサービスの窓口を有し、かつ、サービス及びメンテナンス体制が用意されたメーカー等の製品であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本町に住所を有する者(本町に住所を有しないものであって、補助金を申請する日の属する年度(以下「補助金申請年度」という。)の3月末日までに本町に転入し、居住することが見込まれる者を含む。)であること。
- (2) 申請者世帯に町税等(国民健康保険税を含む。)の滞納がないものとする。
- (3) 補助金申請年度の2月末日までに実績報告書を提出できる者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、発電設備の太陽電池の最大出力に、3万円を乗じて得た額で、12万円を上限とし、予算の範囲内において町長が決定する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着工前に

住宅用太陽光発電設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 事業に係る見積書の写し（対象事業の構成が確認できるもの）
- （2） 住宅用太陽光発電設備設置工事着工前の状況を示す写真（申請時に建物のない場合を除く。）
- （3） 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、申請者に対し住宅用太陽光発電設備導入事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を付して通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付決定後、その事業内容に変更（補助金の額に変更を生ずる場合に限る。）を生じたときは、住宅用太陽光発電設備導入事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）を町長に提出し、事業着工前に承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書等を審査し、内容が適当と認めたときは、住宅用太陽光発電設備導入事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。この場合において、町長は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第9条 事業実施者は、対象事業が完了した場合は、住宅用太陽光発電設備導入事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 住宅用太陽光発電設備設置工事着工前の状況を示す写真（申請時に提出していない場合に限る。）
- （2） 住宅用太陽光発電設備設置工事完了後の状況を示す写真
- （3） 電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- （4） 工事請負契約書の写し
- （5） 住宅用太陽光発電設備の設置に係る領収書の写し
- （6） 住宅付近の見取図

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金交付額確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電設備導入事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第12条 町長は、事業実施者に対し、必要に応じて発電設備に関する報告等の協力を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。